公的機関Webサイトに求められる JIS X 8341-3:2010対応

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

植木 真（うえき　まこと）

- ウェブアクセシビリティ基盤委員会　委員長
- 株式会社インフォアクシア
  - ウェブアクセシビリティ・コンサルタント
- ウェブアクセシビリティの標準化活動に参画
  - JIS X 8341-3原案作成ワーキンググループ
  - W3C　WCAGワーキンググループ

このセッションのアウトライン

1. JIS X 8341-3対応とは
2. 公的機関にJIS対応が求められる理由
3. JIS X 8341-3対応の進めかた
   - ウェブアクセシビリティ方針の策定
   - JIS対応の発注に向けての検討事項

1. JIS X 8341-3対応とは？

JIS X 8341-3

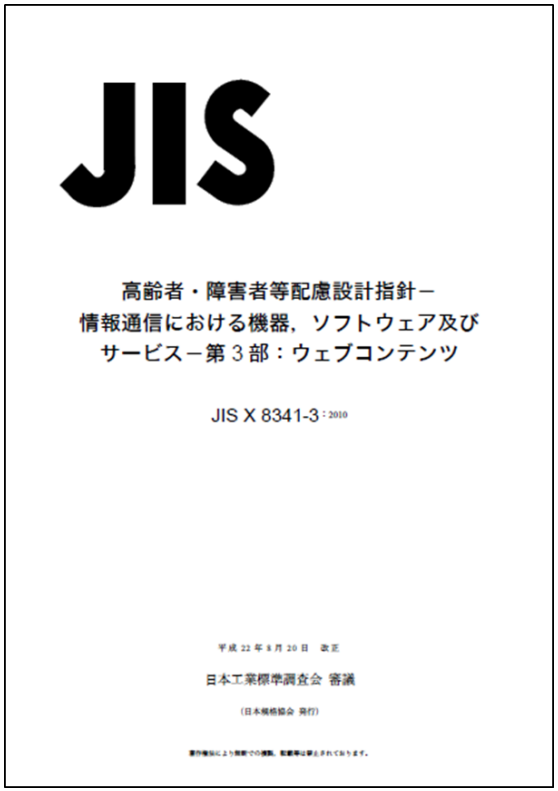
JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針－
情報通信における機器，ソフトウェア及び
サービス－第３部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3：2010

平成 22 年 8 月 20 日　改正

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

- 高齢者・障害者等配慮設計指針 ― 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス ― 第3部：ウェブコンテンツ
- 2004年6月制定
  - 2010年8月改定

規格票の閲覧 / 購入

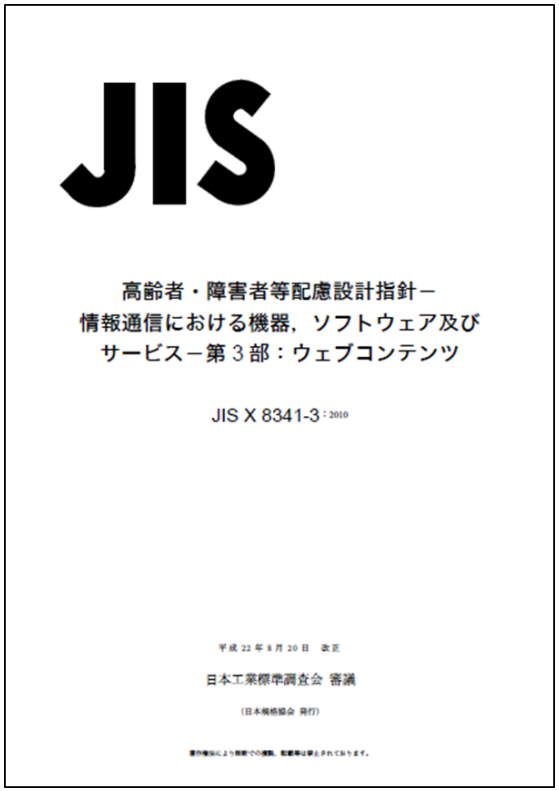
JIS

高齢者・障害者等配慮設計指針－
情報通信における機器，ソフトウェア及び
サービス－第３部：ウェブコンテンツ

JIS X 8341-3 : 2010

平成 22 年 8 月 20 日　改正

日本工業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

■ **閲覧：JISC（日本工業標準調査会）**

http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0020.html

「X8341-3」で検索

■ **購入：JSA Web Store**

http://www.webstore.jsa.or.jp/webstore/top/

「X8341-3」で検索

JIS X 8341-3対応＝アクセシビリティ確保

序文

（略）この規格は，主に高齢者，障害のある人及び一時的な障害のある人がウェブコンテンツを知覚し，理解し，操作できるようにするために，ウェブコンテンツを企画，設計，制作・開発，検証及び保守・運用するときに配慮すべき事項を指針として明示したものである。

JIS X 8341-3:2010 「序文」

さまざまなユーザーがアクセスしている

- 加齢からくる衰え
  - 視力、聴力、操作力、認知、学習、・・・
- 障害
  - 視覚、聴覚、運動、認知、言語、学習、・・・
- 一時的な ”障害” （＝普段とは異なる状況下）
  - マウスの調子が悪い、メガネを忘れた、モノクロで印刷した、周囲が騒がしい、・・・
- 多様化する利用環境
  - PC、携帯、スマートフォン、タブレット、TV、ゲーム機、・・・

2. 公的機関にJIS対応が求められる理由

障害者基本法 第二十二条（平成23年改正）

2. 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たつては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮**しなければならない。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45HO084.html

工業標準化法 第六章（平成17年改正）

（日本工業規格の尊重）

第六十七条　国及び地方公共団体は、鉱工業に関する技術上の基準を定めるとき、その買い入れる鉱工業品に関する仕様を定めるときその他その事務を処理するに当たつて第二条各号に掲げる事項に関し一定の基準を定めるときは、**日本工業規格を尊重**してこれをしなければならない。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO185.html

JIS X 8341-3:2004「解説」

3.1 適用領域，対象業界

この規格の第一義的な対象となる領域は，公共分野である。政府，地方自治体を始めとする公共的分野におけるウェブコンテンツは，この規格を用いることによって幅広い人々に情報へのアクセスを保障すべきである。

行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）

３ 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等

(1) 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う 。

http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/20041112doc1.pdf

新電子自治体推進指針（平成19年）

【地方公共団体に期待される取組】

①ホームページの刷新・改善

高齢者や障害者といった、ホームページの利用に何らかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティを向上する。

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3192936/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/070320_1_bt1.pdf

電子政府ユーザビリティガイドライン（平成21年）

2.5. 共通設計指針の確認

＜共通設計指針＞

⑬ 障害者や高齢者に配慮し、日本工業規格JIS X 8341シリーズ、ISO/IEC ガイド71、「みんなの公共サイト運用モデル（総務省）」に準拠した設計を行う。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf

みんなの公共サイト運用モデル (2010年改定版)

みんなの公共サイト運用モデル

(2010 年度改定版)

～ウェブアクセシビリティ対応の手引き～

本資料「ウェブアクセシビリティ対応の手引き」は、国及び地方公共団体等の公的機関に求められるウェブアクセシビリティ対応の全体像を示す資料です。はじめに本資料を読み、必要に応じて他の付属資料を参照してください(各資料の概要、用途は 2 ページ参照)。

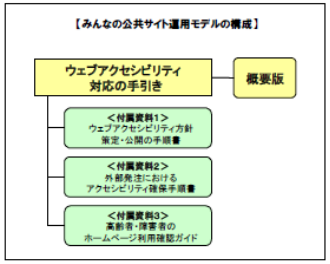

【目　次】

1. まえがき (2)

2. ウェブアクセシビリティとは (4)

3. 取組みが求められる背景 (5)

4. 取組みの対象 (6)

5. 取組みの体制 (7)

6. 実施すべき取組みの概要 (9)

7. 取組み内容解説 (11)

- 【P】ホームページの現状確認と目標設定 (11)
- 【D】目標を達成するための取組み (13)
- 【C】JIS X 8341-3:2010 に基づく試験 (17)
- 【A】継続的な検証と改善の取組み (18)

8. 取組み実施チェックリスト (19)

9. 公的機関特有の事情に対する対応 (20)

10. みんなのアクセシビリティ評価ツール（miChecker）について (22)

11. 関連する情報 (23)

12. 用語解説 (24)

13.「みんなの公共サイト運用モデルの改定に関する研究会」について (25)

1

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/index_02.html

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

みんなの公共サイト運用モデル（2010年改定版）

- 国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）が、高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとなるよう、　総務省が作成。
- 国及び地方公共団体等の公的機関がウェブアクセシビリティに関する日本工業規格であるJIS X8341-3:2010に基づき、実施すべき取組み項目と手順を示す資料一式。

JIS 対応のための手順書等を提供

- ウェブアクセシビリティ対応の手引き
  - ウェブアクセシビリティ対応の手引き　概要版
- ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書
- 外部発注におけるアクセシビリティ確保手順書
- 高齢者・障害者のホームページ利用確認ガイド
- （参考）視聴覚障害者情報提供施設等一覧

目標とする期限と達成等級の目安

■ 最終目標は、等級AA準拠

- 海外諸国の公的機関等と同レベルが目安

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等

- 2012 年度末まで　「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで　JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで　JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

- 構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に　JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

障害者差別解消法（平成25年）

- 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- 2016年（平成28年）4月1日から施行
- 「国連障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環
  - 「障害者基本法」（平成23年改正）で障害者への差別禁止が定められたことを受け、差別解消策を具現化するために制定

行政機関等：差別禁止は法定義務

第三章　行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

行政機関等：合理的配慮も法定義務

2. 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない**。

事業者：差別禁止は法定義務

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第八条　事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

事業者：合理的配慮は努力義務

2. 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、**その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない**。

障害者差別解消法における「合理的な配慮」

- “Webコンテンツ” も対象となるのか？
  - インターネット上のWebサイト、イントラネット、Webシステム等
  - 何がどこまで対象となるのかは現時点では未定
  - 海外諸国では対象としているケースが多い

参考：「障害者差別解消法」関連リソース

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（HTML形式）｜内閣府

  http://www8.cao.go.jp/shougai/kaisyouhouan-anbun_h.html

- 障害者差別解消法Q&A

  http://synodos.jp/faq/4699

  - 筆者は、内閣府障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）差別禁止部会構成員

国連障害者権利条約

- あらゆる障害のある人の権利と尊厳を保障するための国際人権法に基づく人権条約
- 2006年に国連で採択され、2013年3月現在で世界130か国が批准
  - 国連での検討・採択を契機に、海外諸国での法整備が加速
  - 日本では法整備がされていなかったため、これまで批准できなかった

事例：国連障害者権利条約に関連した法整備

韓国

- 2008年4月11日「障害者差別禁止法」が施行
- Webサイトのアクセシビリティ確保を義務付け、 2013年までの間に段階的に適用範囲を拡大
  - 全ての公的機関をはじめ、一定規模以上の教育機関、医療機関、福祉施設、文化・芸術・体育関連機関、そして民間事業者に対しても適用

Time Line of web accessibility of Korea

2012

- 韓国国内で初の Web アクセシビリティ関連訴訟提起
ソウル都市鉄道公社、大韓航空、韓電病院、ソウル障害者総合福祉館など交通・医療・福祉機関の 4 ヶ所を相手に人当たり 500 万ウォンの損害賠償の請求 (2012 年 11 月 30 日)

First Case of Civil Lawsuit

- 放送局ウェブサイトの障害者便宜提供が不十分 - 国家人権委員会 Web アクセシビリティ関連差別決定例 (2012 年 5 月 1 日)

- 2012 年サムスン電子のマニュアル音声読み上げで提供してほしいとの視覚障害者の要求が受け入れてサムスン電子の全製品に音声読み上げマニュアルの提供を決定

- 2012 年ウェブアクセシビリティ模範例
ロンドンオリンピックウェブサイト、ソチオリンピックサイト

- 2012 年 8 月中国 Barrier-Free 指針発表でウェブアクセシビリティ義務付け

http://www.slideshare.net/papergarden/web-accessiblity-in-korea-and-its-implications-accesiblity-camp-20130125-japanese-16247145

何をどこまで対応すればよいのか？

■ 目安となるのがガイドライン

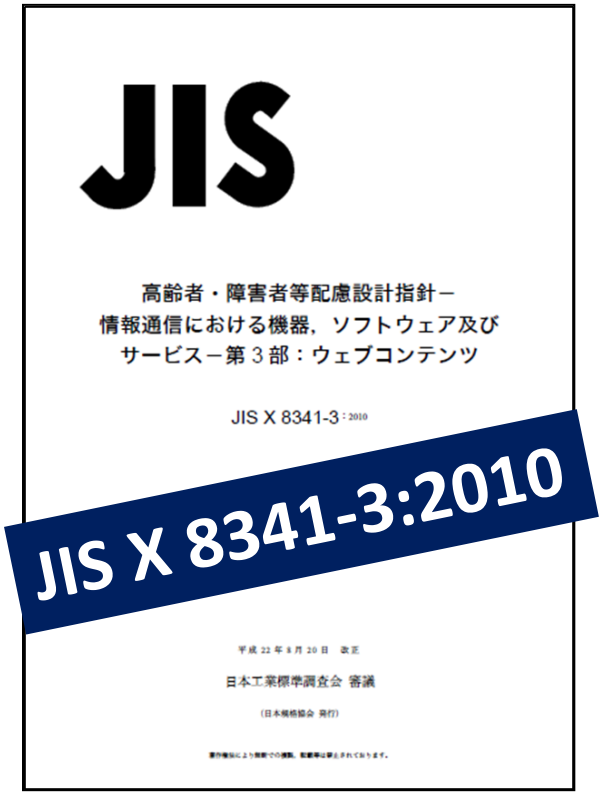

≧

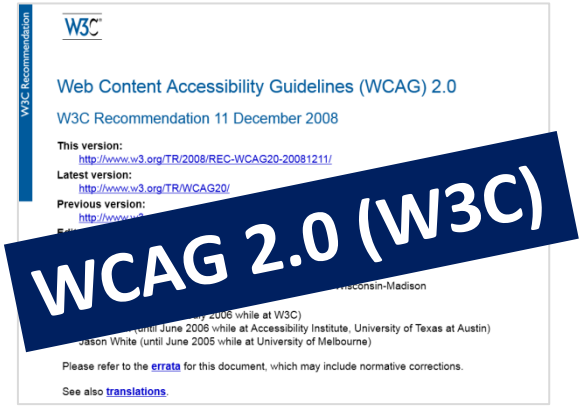

＝

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

公的機関に求められるのは「等級AA」

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等

- 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

- 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

参考：対応度表記ガイドライン（WAIC）

■ ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010対応度表記

http://waic.jp/docs/jis2010-compliance-guidelines/

表記	アクセシビリティ方針の提示又は公開	目標とする等級の達成基準の試験結果	追加表記事項	自己適合宣言
適合	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすことを確認	なし	JIS Q1000等による
準拠	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすことを確認	なし	できない
一部準拠	必須	試験を実施し、達成基準の一部を満たすことを確認	満たせなかった理由 準拠に向けたスケジュール	できない
配慮し試験	必須	試験を実施するが、結果は問わない	なし	できない
配慮	必須	なし	参照した達成基準一覧	できない

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

図版やコード例が豊富だった2004年版

- 箇条5に例及び図を豊富に掲載し、
  さらに附属書1でも具体的な例を提示

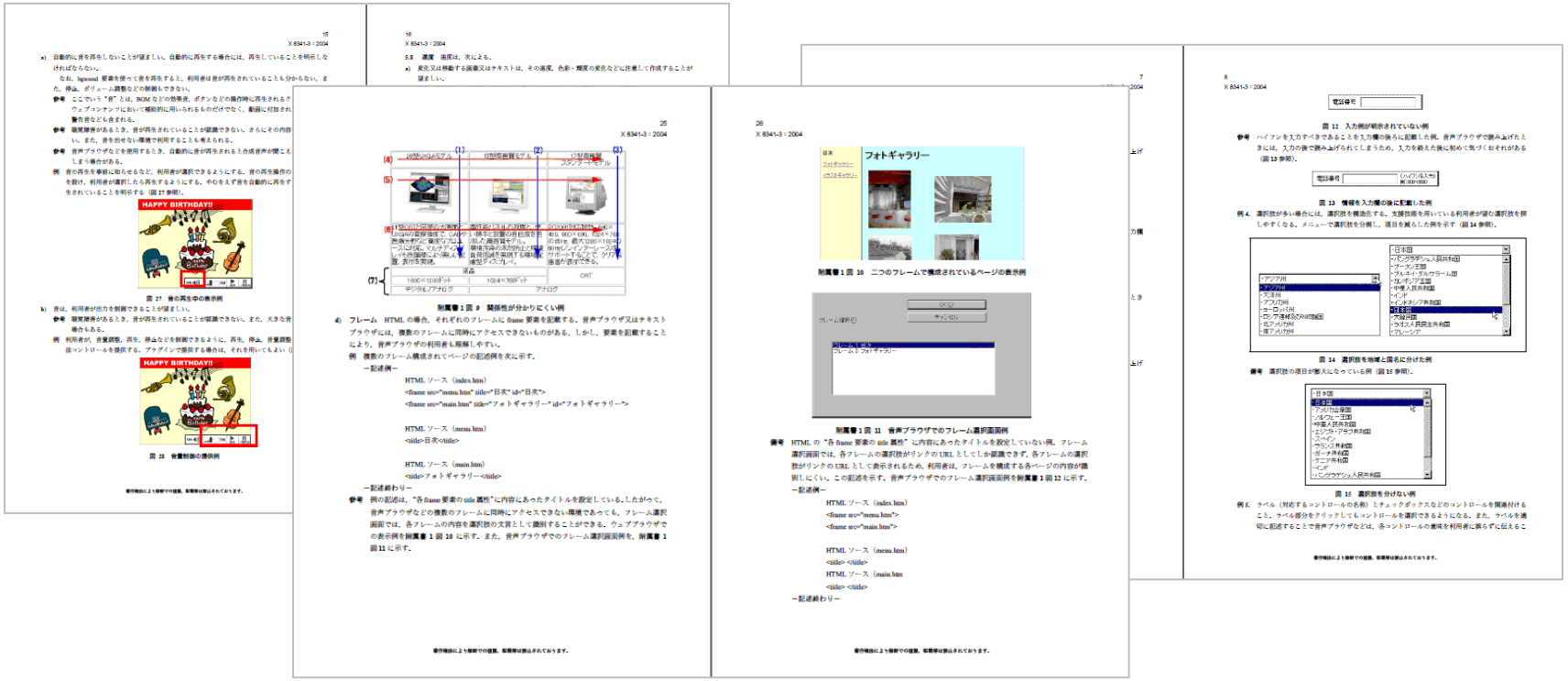

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

図版やコード例が全くない2010年版

- 『WCAG 2.0』 同様、要件だけを記述

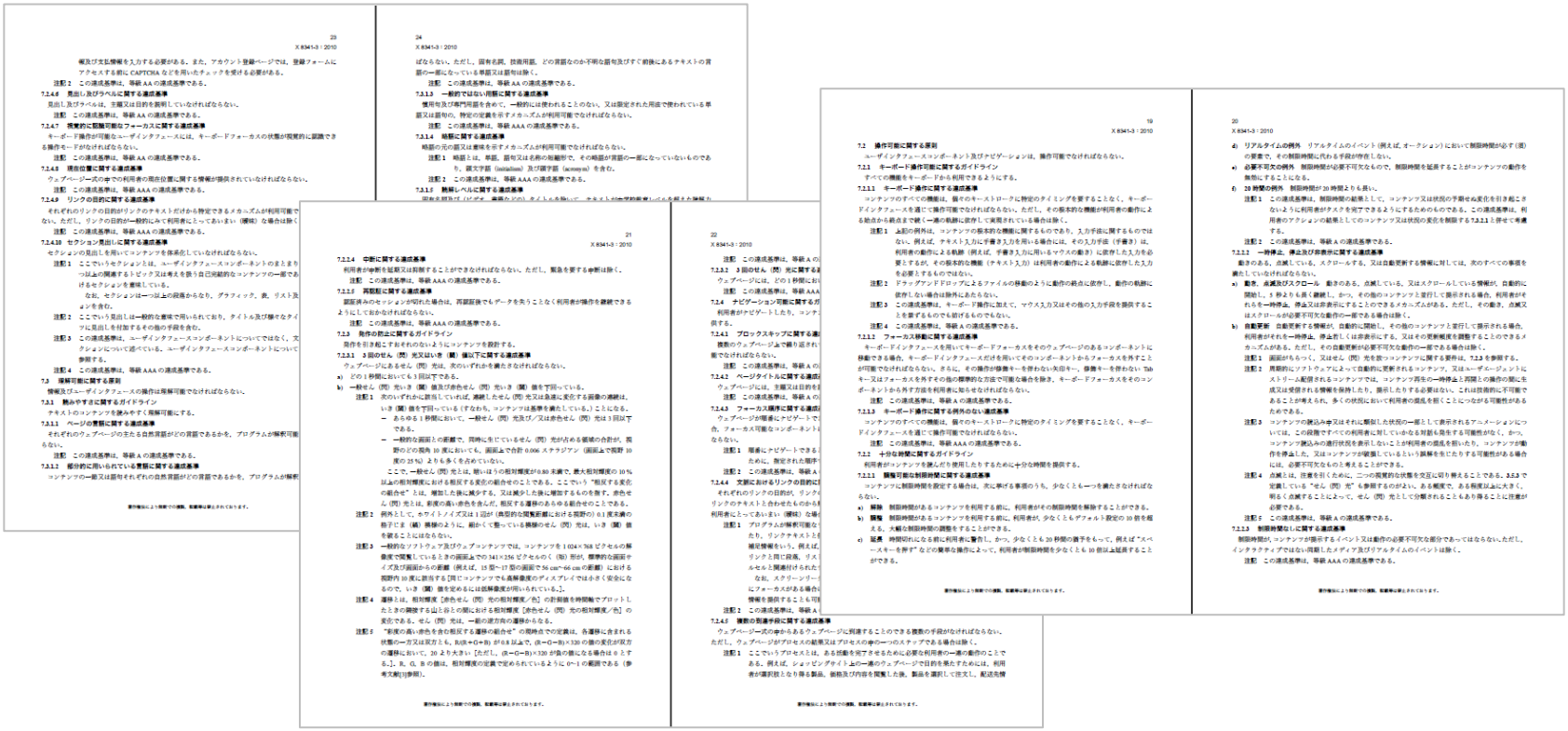

JIS X 8341-3:2010の読みかた

- 規格票だけでは具体的な対処方法が分からない

> 作者が参照すべき内容となっている。
>
> “箇条 7 ウェブコンテンツに関する要件”では，制作及び開発において配慮すべき個別的な要件を規定している。主として制作者及び開発者が参照すべき内容となっている。WCAG 2.0 に合わせて，四つの原則（知覚可能，操作可能，理解可能及び頑健性），各原則の下に配置された 12 のガイドライン，及び各ガイドラインの下に配置された達成基準で構成されており，達成基準が，この規格が要求する個別要件である。達成基準はウェブコンテンツ技術に依存しない形で，検証可能な基準として記述されている。達成基準を満たす具体的な実装方法は，利用者が用いる支援技術の発展などによって変わるので，この規格には記載していない。

- 特定の技術を想定したり、具体的に記述したりすると、技術の進化に遅れをとってしまうため
  - JIS規格は五年ごとの見直しが原則

JIS X 8341-3:2010の読みかた

■ 詳細は、WCAG 2.0関連文書を参照する

注記 1　ウェブコンテンツ技術及び実装方法の選び方については，**附属書 A**（参考）を参照する。

注記 2　各達成基準の具体的な意図，並びに各達成基準を満たすウェブコンテンツ技術及び実装方法に関しては，W3C が公開する Understanding WCAG 2.0 及び Techniques for WCAG 2.0 が参考になる。

『WCAG 2.0』の関連文書群

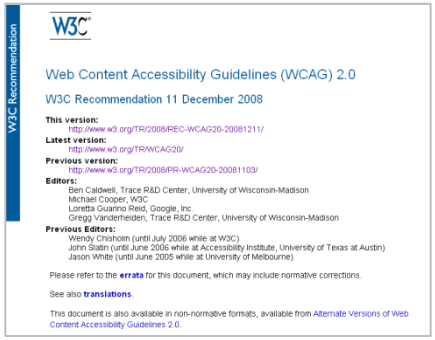

WCAG 2.0

Understanding WCAG 2.0

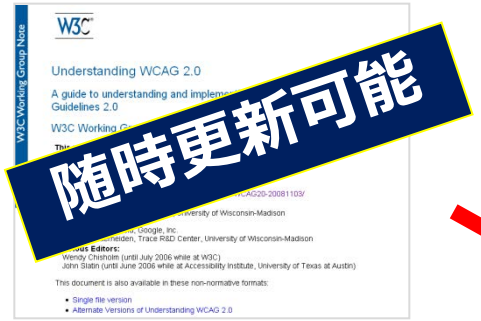

随時更新可能

Techniques for WCAG 2.0

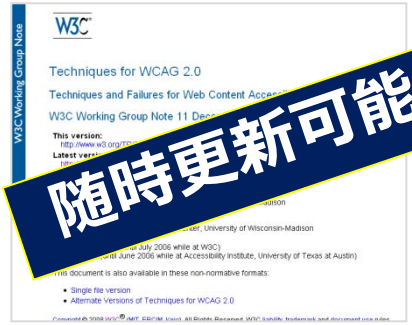

随時更新可能

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

WCAG 2.0の「解説書」と「実装方法集」を参照

- WCAG 2.0の達成基準をそのまま採用しているので、WCAG 2.0の関連文書がそのまま使える

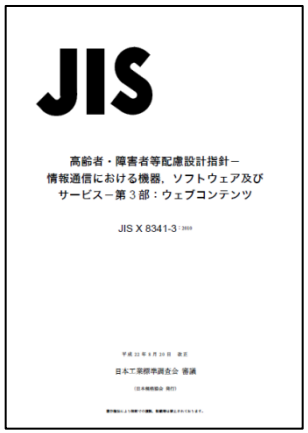

JIS X 8341-3:2010

WCAG 2.0
解説書

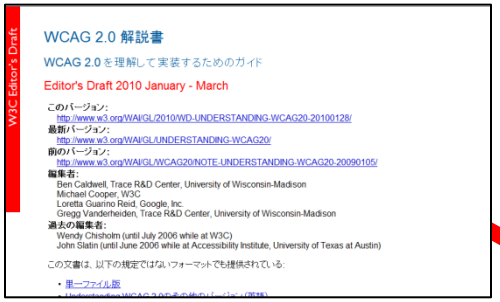

WCAG 2.0
実装方法集

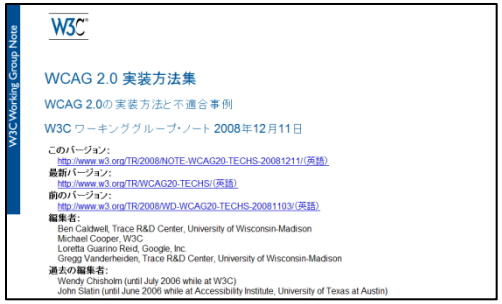

ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC）

- **JIS X 8341-3:2010対応に不可欠な技術文書、各種ガイドライン等を提供**　http://waic.jp/

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

情報通信アクセス協議会　お問い合わせ

ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)

Web Accessibility Infrastructure Committee

本委員会の前身であるウェブアクセシビリティ作業部会は、高齢者・障がい者がウェブを簡単に利用できるようにするため、ウェブアクセシビリティの確保・向上を図ることを目的に、2000年9月4日、電気通信アクセス協議会(現:情報通信アクセス協議会)に発足しました。

2008年12月にWCAG 2.0がW3Cの勧告となり、世界のウェブアクセシビリティに新しい時代が訪れました。日本でも、WCAG 2.0と国際協調したJIS X 8341-3の改正原案が2008年度に作成され、2010年8月20日にJIS X 8341-3:2010として改正版が公示されました。

2010年度から、ウェブアクセシビリティ作業部会はウェブアクセシビリティ基盤委員会として活動を強化します。JIS X 8341-3:2010の理解と普及を促進するため、改正原案作成メンバー、関連企業、関連省庁、利用者が集まって、JIS改正版を実装する際に必要な情報、JIS改正版に沿った試験や適合性評価を行う際に必要な情報など、ウェブサイト作成と評価(試験)の事実上の基準となるベースラインを築いていくことを目指していますのでご期待ください。

詳細は「組織について」をご覧ください。

新着情報

2012年8月28日
2012年10月2日から6日まで幕張メッセで開催されるCEATEC JAPAN 2012で、10月3日(水)にアクセシビリティセミナー2012があります。

2012年8月7日
JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドラインの2012年8月7日版を公開しました。

2012年5月15日
アクセシビリティ・サポーテッド(AS)情報の2012年5月版を公開しました。
AS情報を作成する際に必要となるテストファイルの2012年5月版を公開しました。
WCAG 2.0 実装方法集を更新しました。2012年1月3日に公開された「Techniques for WCAG 2.0」の日本語訳です。

2012年3月15日
独自ドメインでの運用を開始しました。トップページの新しいURLは、http://waic.jp/ です。なお、旧

ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC）

- WG1（理解と普及）
  - JISの正しい理解と普及に必要な活動
- WG2（実装）
  - JISの実装に必要な資料を作成・公開
- WG3（試験）
  - JISを用いた試験を実施する際に必要な資料を作成・公開

W3C WCAG 2.0 関連翻訳文書

- ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0
- WCAG 2.0 解説書
- WCAG 2.0 実装方法集

JIS X 8341-3:2010 関連文書

- JIS X 8341-3:2010 解説
- アクセシビリティ・サポーテッド（AS）情報
- AS情報を作成する際に必要となるテストファイル
- JIS X 8341-3:2010 試験実施ガイドライン
- ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン
- アクセシビリティ方針策定ガイドライン
- JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドライン

JIS と WAIC と 運用モデルの関係

公共分野向け
「みんなの公共サイト運用モデル」

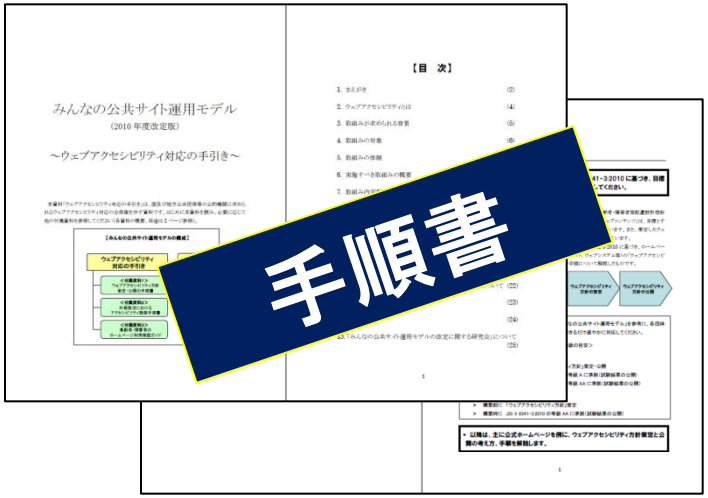

3. JIS X 8341-3対応の進めかた

- ウェブアクセシビリティ方針の策定
- JIS対応の発注に向けての検討事項

6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件 …… 12
6.1 企画 …… 12
6.2 設計 …… 12
6.3 制作・開発 …… 13
6.4 検証 …… 13
6.5 保守・運用 …… 13

3.4 インタラクションに関する用語及び定義 …… 6
3.5 光及び色に関する用語及び定義 …… 7
3.6 ユーザエージェント技術に関する用語及び定義 …… 8
3.7 試験及び適合性に関する用語及び定義 …… 9
4 ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級 …… 9
5 一般的原則 …… 11
6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件 …… 12
6.1 企画 …… 12
6.2 設計 …… 12
6.3 制作・開発 …… 13
6.4 検証 …… 13
6.5 保守・運用 …… 13
7 ウェブコンテンツに関する要件 …… 14
7.1 知覚可能に関する原則 …… 14
7.2 操作可能に関する原則 …… 19
7.3 理解可能に関する原則 …… 23
7.4 頑健性に関する原則 …… 26
8 試験方法 …… 26
8.1 適合試験の要件 …… 26
8.2 試験の手順 …… 30
8.3 試験結果の表示 …… 31
附属書 A（参考）この規格を満たすウェブコンテンツ技術及びその実装方法の選び方 …… 34
附属書 B（参考）WCAG 2.0 との整合性 …… 37
附属書 C（参考）JIS X 8341-3:2004 と JIS X 8341-3:2010 との比較 …… 39
附属書 D（参考）参考文献 …… 53
解　説 …… 55

JIS X 8341-3:2010の箇条6

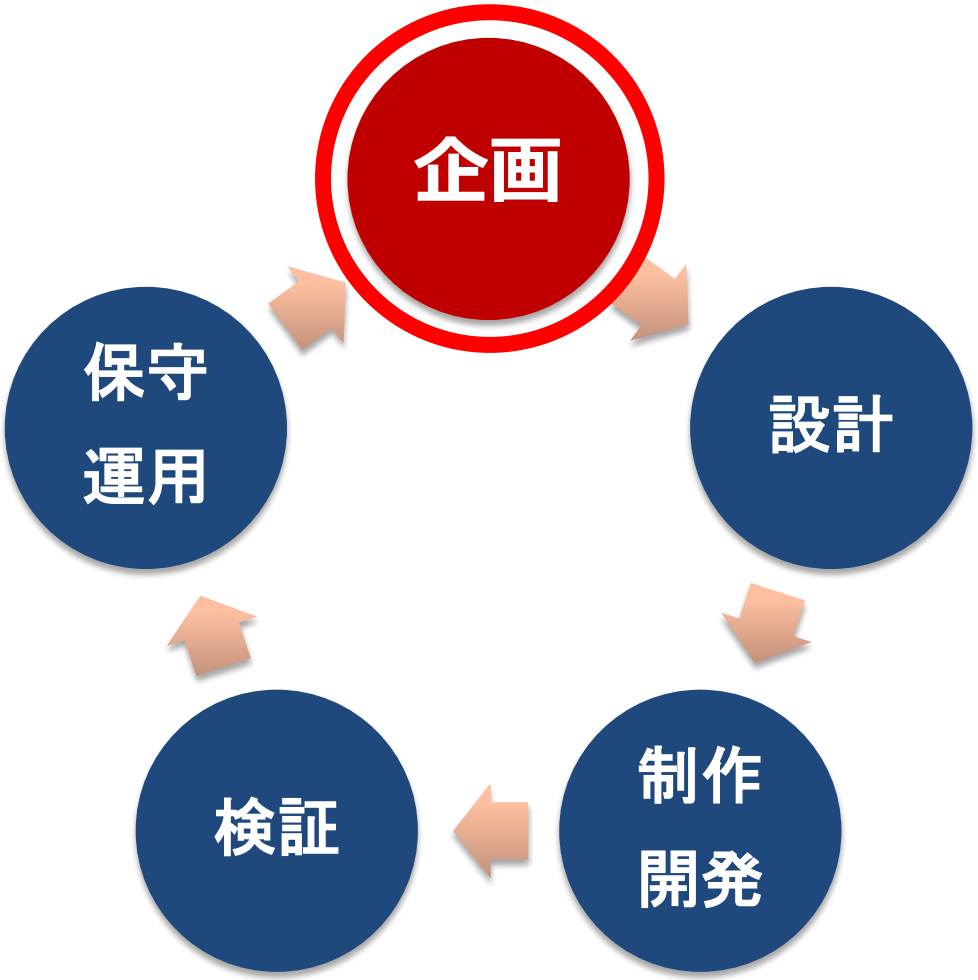

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

方針策定＝JIS X 8341-3:2010の要件

6　ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件

6.1　企画

企画段階においてウェブページ一式の責任者は，ウェブアクセシビリティ方針を策定し，文書化しなければならない。ウェブアクセシビリティ方針には，目標とするウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級を含まなければならない。

注記　ウェブアクセシビリティ方針は，ウェブサイトではサイト上，ウェブアプリケーションではマニュアル，パッケージなどで公開するとよい。

6.2　設計

- ■ 方針を策定し、文書化する
- ■ 方針には目標とする等級を含める

- □ 推奨：方針をサイト、マニュアル、パッケージ等で公開

みんなの公共サイト運用モデル

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf

みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度改定版）

付属資料1

ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

はじめに

・国及び地方公共団体等の公的機関は、JIS X 8341-3:2010 に基づき、目標とする「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、公開してください。

・ ウェブアクセシビリティの日本工業規格 JIS X8341-3:2010「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第 3 部：ウェブコンテンツ」は、目標とする「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、文書化することを求めています。また、策定したウェブアクセシビリティ方針をホームページ等で公開することが推奨されています。

・ 本資料は、国及び地方公共団体等の公的機関が JIS X 8341-3:2010 に基づき、ホームページ等（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）の「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、公開するための考え方や手順について解説したものです。

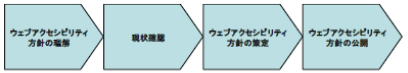

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等
- 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合
- 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

・ 以降は、主に公式ホームページを例に、ウェブアクセシビリティ方針策定と公開の考え方、手順を解説します。

1

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

運用モデルが示す 方針の策定と公開の目安

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等

- 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

- 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

2013年7月時点での方針の有無［府省庁］

1府12省庁中
7府省が公開済

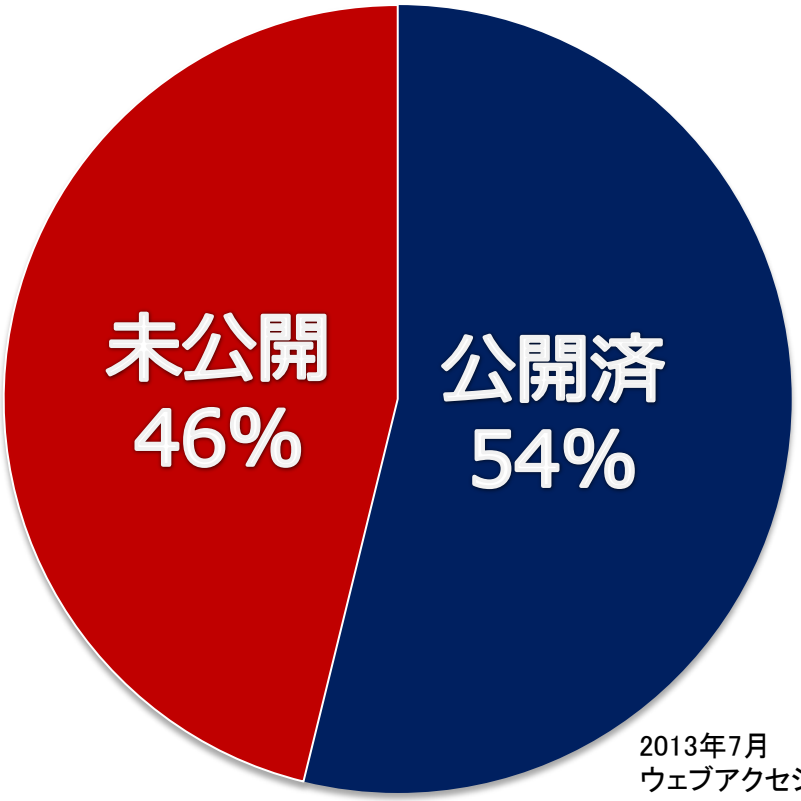

7府省中
2省がAA準拠を目標に

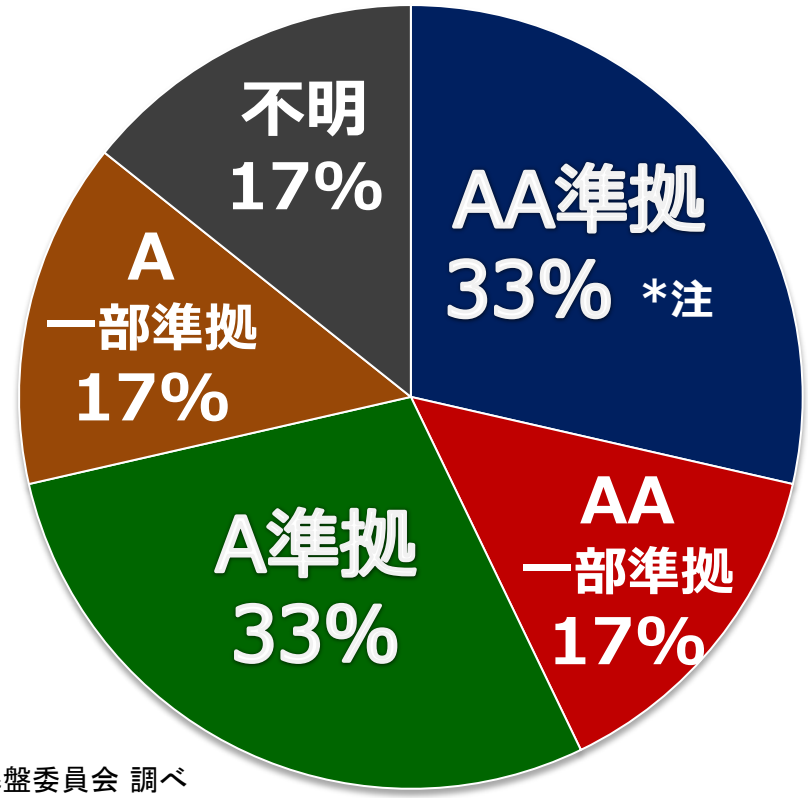

2013年7月
ウェブアクセシビリティ基盤委員会 調べ

＊注 「等級AAを目標」を含む

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

2013年7月時点での方針の有無［都道府県］

47都道府県中
15府県が公開済

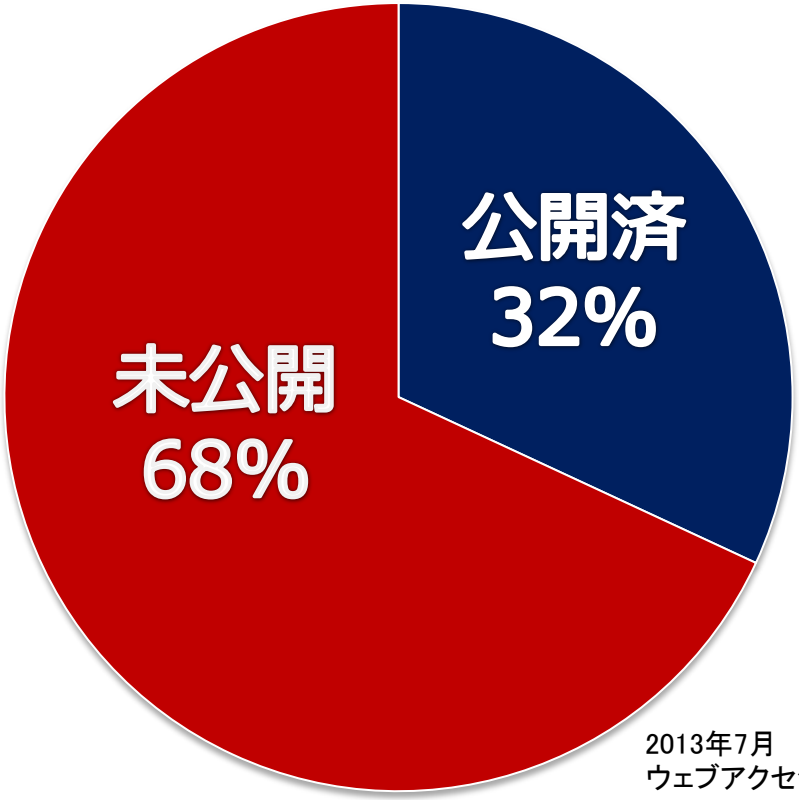

15府県中
約半数がAA準拠を目標に

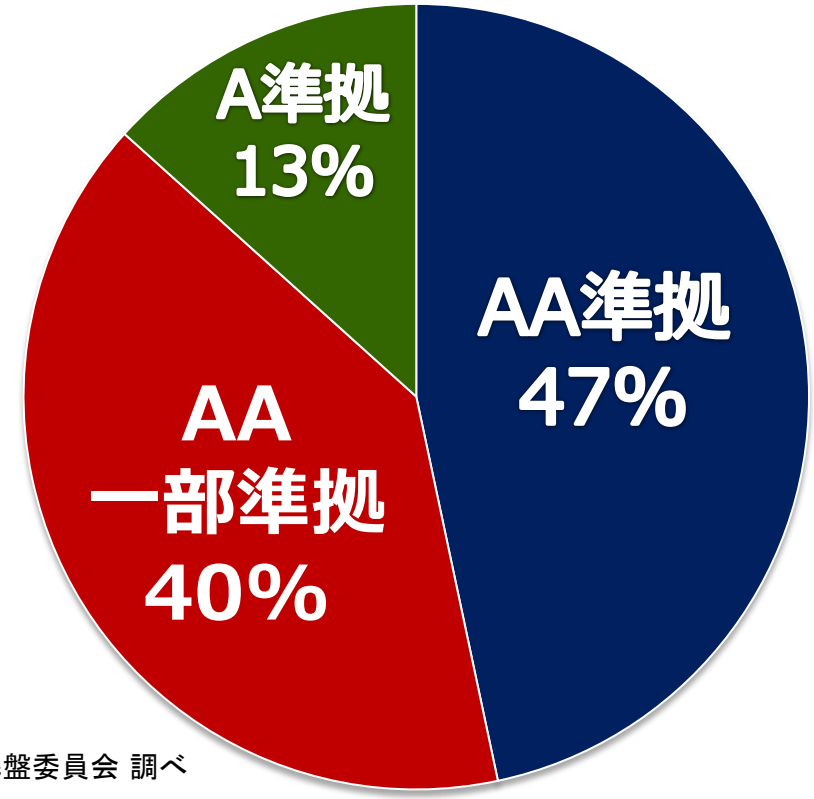

2013年7月
ウェブアクセシビリティ基盤委員会 調べ

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

2013年7月時点での方針の有無［政令指定都市］

20都市中
7都市が公開済

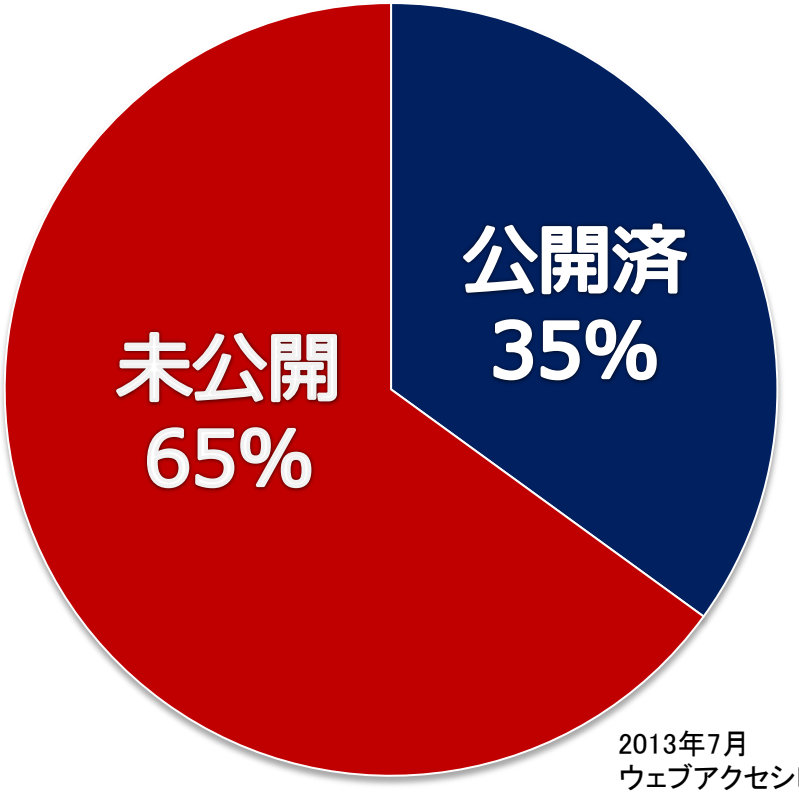

7都市中
4都市がAA準拠を目標に

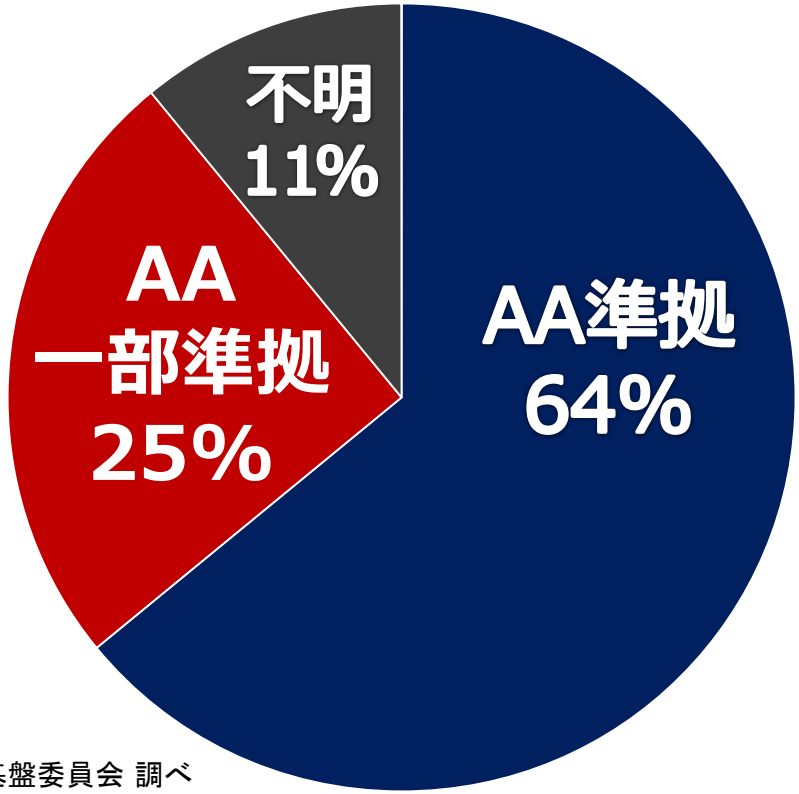

2013年7月
ウェブアクセシビリティ基盤委員会 調べ

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ
基盤委員会

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン 2012年10月版

- 2012年10月3日公開
- 作成者：情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会

1. ガイドラインの目的

ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、ウェブコンテンツ（ウェブアプリケーションを含む）のウェブアクセシビリティ方針を作成する際に、文書に明記すべき事項を示すためのものである。

JIS X 8341-3:2010では、次のようにウェブアクセシビリティ方針を定めることを求めている。

6 ウェブアクセシビリティの確保・向上に関する要件

6.1 企画

企画段階においてウェブページ一式の責任者は，ウェブアクセシビリティ方針を策定し，文書化しなければならない。ウェブアクセシビリティ方針には，目標とするウェブコンテンツのアクセシビリティ達成等級を含まなければならない。

http://waic.jp/docs/accessibility-plan-guidelines/

注記 ウェブアクセシビリティ方針は，ウェブサイトではサイト上，ウェブアプリケーションではマニュアル，パッケー

方針に明記すべき事項

1. 対象範囲
2. 達成等級及び対応度

◆ 国及び地方公共団体等の公的機関のウェブコンテンツ（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）については、総務省の「みんなの公共サイト運用モデル（2010年度改訂版）も参照

『2.1 対象範囲』

2.1 対象範囲

JIS X 8341-3:2010に対応する対象範囲を明記する。

- ウェブサイト名やドメインを明示して、対象とする範囲を具体的に示す。
- 対象に含まないウェブコンテンツがある場合には、URIを明示するなどして、その部分が特定できるように明記する。

最終目標は、全ページでの対応

- 全面リニューアルが最大のチャンス
  - 既存ページをそのまま改修するのは困難を伴うことも少なくない
- JISの定義では、PDFファイルもウェブページ
  - 「添付ファイル」ではない

参考： WCAG 2.0 実装方法集

http://waic.jp/docs/WCAG-TECHS/Overview.html#pdf

W3Cが公開しているPDF実装方法集の日本語訳

全ページでの対応が当面は困難な場合も・・・

- リニューアルの予定が今のところない
  - 既存ページをそのまま改修するしかない
- 今年度の予算が確保できていない
  - 来年度以降は予算を確保できるように対策を練る
- ウェブページ数があまりにも多い
  - “2014年度末” にこだわらずスケジュールを組む

状況に応じて、段階的に進めてもよい

- 可能な範囲で最初のマイルストーンを設定
  - 特定のディレクトリのみを当面の対象とする
  - 特定のディレクトリを対象外とする
  - HTML以外のウェブページを除外する
  - 動画を除外する
  - 新規作成ページのみを対象とする
  - CMS配下にあるページのみを対象とする
- 可能ならば、第2、第3のマイルストーンも設定しておくとなおよい

参考：ニュージーランドの政府機関

■ 4か年計画で段階的に適用範囲を拡大

Web Accessibility Standard 1.0 | New Zealand Government Web Toolkit
https://webtoolkit.govt.nz/standards/web-accessibility-standard/

例1. 特定のディレクトリのみを当面の対象とする場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、2013年度は△△コーナー（http://waic.jp/example/以下）のみを対象とし、それ以外のコンテンツは2014年度以降の対応とします。

例2. 特定のディレクトリを対象外とする場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、2013年度は△△コーナー（http://waic.jp/example/以下）を対象から除外し、△△コーナーのコンテンツは2014年度以降の対応とします。

例3. HTML以外のウェブページを除外する場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、2013年度はXYZファイル（拡張子が.xyzのウェブページ）を対象から除き、XYZファイルは2014年度以降の対応とします。

例4. 動画を除外する場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、2013年度は動画コンテンツを含むウェブページを除く。動画コンテンツは、2014年度以降に対応します。

例5. 新規作成ページのみを対象とする場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、ウェブページに明記した公開日または最終更新日が2013年10月1日以降の日付であるウェブページのみを対象とします。それ以外のコンテンツは、2014年度以降に対応します。

例6. CMS配下にあるページのみを対象とする場合

対象範囲：

ウェブアクセシビリティ基盤委員会ウェブサイト（http://waic.jp/）。

ただし、2013年度はCMSで管理しているウェブページのみを対象とします（具体的な対象ページについては、試験結果を公開する際に明記します）。それ以外のコンテンツは、2014年度以降に対応します。

『2.2 達成等級及び対応度』

- 三つの達成等級（等級A、等級AA、等級AAA）のうち、どの達成等級を目標とするかを定めて明記
  - 等級AAAを目標とすることは推奨しない
- 「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2010 対応度表記ガイドライン」にある五つの対応度のうち、どの対応度とするかを定めて明記

参考：対応度表記ガイドライン（WAIC）

■ ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010対応度表記

http://waic.jp/docs/jis2010-compliance-guidelines/

表記	アクセシビリティ方針の提示又は公開	目標とする等級の達成基準の試験結果	追加表記事項	自己適合宣言
適合	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすことを確認	なし	JIS Q1000等による
準拠	必須	試験を実施し、達成基準を全て満たすことを確認	なし	できない
一部準拠	必須	試験を実施し、達成基準の一部を満たすことを確認	満たせなかった理由 準拠に向けたスケジュール	できない
配慮し試験	必須	試験を実施するが、結果は問わない	なし	できない
配慮	必須	なし	参照した達成基準一覧	できない

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

参考：みんなの公共サイト運用モデル

■ ウェブアクセシビリティ方針策定・公開の手順書

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_03.pdf

・ 国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用モデル」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成等級を検討し、できるだけ速やかに対応してください。

＜期限と達成等級の目安＞

●既に提供しているホームページ等

- 2012 年度末まで 「ウェブアクセシビリティ方針」策定・公開
- 2013 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 A に準拠（試験結果の公開）
- 2014 年度末まで JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

●ホームページ等を新規構築する場合

- 構築前に 「ウェブアクセシビリティ方針」策定
- 構築時に JIS X 8341-3:2010 の等級 AA に準拠（試験結果の公開）

『2.3 その他、明記するとよい事項』

- 目標を達成する期限 *注
- 例外事項（ある場合） *注
  - 対応度が一部準拠の場合：満たすことのできない達成基準を明記
  - 対象外となるコンテンツがある場合：範囲が特定できるよう明記
- 追加する達成基準（ある場合） *注
- 担当部署名
  - 連絡手段（電話番号、Eメールアドレス等）も明記するとよい
- 現時点で把握している問題点及びその対応に関する考え方
  - 試験を実施した後であれば、試験結果を表示しているページへのリンクを追加するとよい

*注 「みんなの公共サイト運用モデル」では「必ず含める項目」とされている

『3. 事例｜　3.1 民間企業のウェブサイトの場合』

ウェブアクセシビリティ方針

株式会社○○○のウェブサイトでは、「JIS X 8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

対象範囲

株式会社○○○のウェブサイト（http://www.example.co.jp/）全体

『3. 事例｜　3.1 民間企業のウェブサイトの場合』

目標とする達成等級及び対応度

JIS X 8341-3:2010の等級Aに準拠

注記：弊社の ウェブアクセシビリティ方針における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010　対応度表記ガイドライン 第1版 - 2010年8月20日」で定められた表記による。(URI http://waic.jp/docs/　jis2010-compliance-guidelines/index.html)

『3. 事例｜　3.2 自治体のウェブサイトの場合』

ウェブアクセシビリティ方針

○○市のウェブサイトでは、「JIS X 8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

対象範囲

○○市のウェブサイト（http://www.city.example.jp/）全体

『3. 事例｜　3.2 自治体のウェブサイトの場合』

目標とする達成等級及び対応度

JIS X 8341-3:2010の等級AAに準拠

注記：弊社の ウェブアクセシビリティ方針における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2010　対応度表記ガイドライン 第1版 - 2010年8月20日」で定められた表記による。(URI http://waic.jp/docs/　jis2010-compliance-guidelines/index.html)

目標を達成する期限

2015年3月31日

担当部署

○○市○○○○課

方針策定時に留意すべき点

- **数年先まで見据えた方針及び計画の検討を**
  - アクセシビリティ確保（JIS X 8341-3対応）は一過性のものではなく、永続的なテーマ
  - 公的機関では、数年おきに人事異動があり、担当者交代時の引継ぎが十分ではないケースが散見
- **アクセシビリティは “All or Nohing” ではない**
  - 「全ページは無理だから何もやらない」ではなく、まず今年度、来年度にどこまでなら可能かを検討
  - 少なくとも緊急/災害時の情報提供ページをはじめ、主要なページ群では速やかに対応すべき

3. JIS X 8341-3対応の進めかた

- ウェブアクセシビリティ方針の策定
- JIS対応の発注に向けての検討事項

参考：　みんなの公共サイト運用モデル

■ 付属資料2

「外部発注におけるアクセシビリティ確保手順書」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/w_access/pdf/index_02_04.pdf

みんなの公共サイト運用モデル（2010 年度改定版）

付属資料2

外部発注におけるアクセシビリティ確保手順書

はじめに

・国及び地方公共団体等の公的機関は、ホームページ等の作成を外部に発注する際に、本資料を活用しアクセシビリティの確保に努めてください。

本資料の概要

・ 本資料は、国及び地方公共団体等の公的機関が JIS X 8341-3:2010 に基づき、ホームページ等（公式ホームページ、団体が提供する関連サイト、ウェブシステム等）の作成を外部に発注する際のアクセシビリティ確保の考え方や手順について解説したものです。

【目次】

1. アクセシビリティ確保手順の全体像
2. 具体的手順
   (1)設計条件の検討
   (2)仕様書の作成
   (3)業者の選定
   (4)プロジェクトの実施
   (5)試験結果の公開
   (6)公開後の取組み
3. その他関連事項

・以降は、主に公式ホームページのリニューアルを外部に発注する場合を例に解説します。

1

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

コラム

正しい理解のもとに、入札公告や仕様書の作成を

2012年12月7日

ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長
植木 真（株式会社インフォアクシア）

国や地方自治体等の公共分野のウェブサイトにおいては、総務省の「みんなの公共サイト運用モデル（2010年改定版）」でJIS X 8341-3:2010対応の目安が示されていることもあり、ウェブサイトの規模を問わずにその取り組みが進められています。最近、各地の地方自治体から出されている、JIS X 8341-3:2010対応のための入札公告や仕様書を目にする機会が増えてきました。今回は、JIS X 8341-3:2010対応を正しい理解のもとに実践していただけるように、十分に検討していただきたいことについて書いてみたいと思います。これから準備をされる国や地方自治体等の担当者の皆さんの参考になれば幸いです。

受発注者双方にとってマイナスにならない入札参加資格

サイト内関連リンク
- 新着情報
- 組織について
- 活動内容
- 公開資料＆リンク集
- コラム
- Q&A

http://waic.jp/column/20121207.html

事例 その1.

事例その1．入札参加資格

入札参加資格

過去に20,000ページ以上の規模であるウェブサイトの全ページを対象とした、JIS X 8341-3:2010に基づくアクセシビリティ検証業務の実績を有する者であること。

20,000ページもの検証実績？

- 「20,000ページ以上の規模であるウェブサイト」
  - ✓ 「JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリティ検証業務の実績」にサイト規模は関係ない
- 「全ページを対象とした、・・・検証業務」
  - ✓ つまり、20,000ページの検証業務？
- 「JIS X 8341-3: 2010に基づくアクセシビリティ検証業務」
  - ✓ 検証業務には人間によるマニュアルチェックが不可欠

検証可能≠ツールでチェック可能

> 作者が参照すべき内容となっている。
>
> “箇条 7 ウェブコンテンツに関する要件”では，制作及び開発において配慮すべき個別的な要件を規定している。主として制作者及び開発者が参照すべき内容となっている。WCAG 2.0 に合わせて，四つの原則（知覚可能，操作可能，理解可能及び頑健性），各原則の下に配置された 12 のガイドライン，及び各ガイドラインの下に配置された達成基準で構成されており，達成基準が，この規格が要求する個別要件である。達成基準はウェブコンテンツ技術に依存しない形で，検証可能な基準として記述されている。達成基準を満たす具体的な実装方法は，利用者が用いる支援技術の発展などによって変わるので，この規格には記載していない。

- 次のいずれかで検証が可能だということ
  - ツールによる自動的/機械的なチェック
  - ツールによるチェック＋人間によるマニュアルチェック
  - 人間によるマニュアルチェック

例えば、画像の代替テキスト

7.1.1.1 非テキストコンテンツ [等級A]

利用者に提示されるすべての非テキストコンテンツには，同等の目的を果たす代替テキストを提供しなければならない。（以下、略）

ツールだけでチェックできるのは･･･

HTMLのウェブページの場合：

- ✓ img要素にalt属性があるか？
- ✓ alt属性値に文字列があるか？

- これだけでは達成基準を満たしているかどうか判断できない
  - 代替テキストが画像と同等の情報を提供しているかどうかは人間による確認が不可欠

例えば、文書構造のマークアップ

7.1.3.1 情報及び関係性 [等級 A]

表現を通じて伝達されている情報，構造及び関係性は，プログラムが解釈可能でなければならない。
（以下、略）

ツールだけでチェックできるのは･･･

HTMLのウェブページ、見出しの場合：

- ✓ h1～h6要素があるか？
- ✓ 見出しレベルがスキップされていないか？

- これだけでは達成基準を満たしているかどうか判断できない
  - そもそも「表現を通じて伝達されている」見出しがそのウェブページに存在するかどうかは、人間の目視による確認が不可欠
  - 見出しレベルが適切かどうかは文書構造による

必要以上に高いレベルを要求していることに･･･

入札参加資格

過去に20,000ページ以上の規模であるウェブサイトの全ページを対象とした、JIS X 8341-3:2010に基づくアクセシビリティ検証業務の実績を有する者であること。

- **受発注者の双方にとってマイナスだとすると、そのサイトの利用者にとってもプラスにならない**

事例 その2.

事例その2．業務内容

業務内容

（ア）検証対象

○○市ホームページ（http://www.city.xxx.lg.jp/ドメイン内）の、リンクをたどってアクセス可能な全ページとする。（外部リンクを除く）。

方針策定やリニューアル前に全ページ検証？

- 「リンクをたどってアクセス可能な全ページ」
  - ✓ つまり、PDFファイルも含むサイト内の全ページを対象にした検証業務を要件としている

- 検証業務は人間の判断を要するため工数がかかる
  - 例えば、次のような視点でも現状把握は可能
    - ガイドラインやチェックリストの利用状況
    - 公開前のチェック実施状況

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

JIS X 8341-3:2010 対応発注ガイドライン 2012年8月版

- 2012年8月7日公開
- 作成者:情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ウェブコンテンツ(ウェブアプリケーションを含む)をJIS X 8341-3:2010に対応させることを要件として発注する際に、調達仕様書、提案依頼書(RFP)などの書面に明記すべき事項を示すためのものである。

昨今、民間、公的機関を問わず、JIS X 8341-3:2010への対応を促進することを目的に、明示すべき情報が不足した仕様書等が見受けられる。この状況を踏まえ、発注する前に検討しておくべき事項について、発注者が要件を定めやすいように具体例を交えて解説するものである。

2. 発注時に検討すべき事項

次の各事項について検討した上で、書面に明記する

http://waic.jp/docs/accessibility-plan-guidelines/

『2. 発注時に検討すべき事項』

1. 達成等級及び対応度
2. 達成基準
3. 対象範囲
4. 技術
5. 検証
6. 試験の実施
7. 成果物
8. 保守・運用（参考）

まとめ

公的機関Webサイトに求められる JIS 対応

- 公的機関のウェブコンテンツは、より多くの人がアクセスできることが求められている
- 何をどこまでやればよいかの目安となるのがJIS X 8341-3:2010
  - 総務省の「みんなの公共サイト運用モデル」ではJISの等級AA準拠を目安として提示している
- 方針の策定、調達仕様書の作成時には、各ガイドラインを参照して正しい理解のもとに実践を
  - 今後は中長期的な計画がますます求められる

公的機関Web担当者のためのアクセシビリティセミナー
～JIS X 8341-3:2010対応のすすめかた～

公的機関Webサイトに求められる JIS X 8341-3:2010対応

Web Accessibility Infrastructure Committee
ウェブアクセシビリティ基盤委員会

http://waic.jp/